

2026年7月13日

確認済証等スキャンデータの NICE システムチャット送信廃止について
(お知らせ)

日頃より当機構をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当機構ではこれまで、NICE システムの電子申請において、確認済証や検査済証の郵送、手渡しの受取方法を選択された申請では、選択された受取方法の他に、確認済証等スキャンデータを NICE システムのチャット機能により送信して参りました。

今般、電子交付を開始したことに伴い、今後は下記のとおり運用しますので、ご理解賜りますようお願い致します。

また、交付から受領までの時間が短い電子交付の利用をお願い致します。

記

1. 基準法（中間・完了検査済証）

- ・受取方法が手渡し又は郵送：選択された方法のみによる交付
(スキャンデータの送信は廃止)
- ・運用改定時期：令和8年8月1日交付分から

2. 基準法（確認済証）

- ・受取方法が手渡し又は郵送：選択された方法のみによる交付
(スキャンデータの送信は廃止。但し、
令和8年6月30日以前に NICE システムで
事前相談された申請はこれまでどおり送信)
- ・運用改定時期：令和8年8月1日交付分から